

岐阜県最低賃金が改正されました。

岐阜県内のすべての事業場、すべての労働者に適用される岐阜県最低賃金は下記のとおり改正になりました。

時間額 **706**円

効力発生の日 **平成22年10月17日**

最低賃金の額には賞与等臨時に支払われる賃金、時間外・休日労働等に対する割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は含まれません。

一部の産業については、岐阜県最低賃金よりも高い「特定（産業別）最低賃金」が設定されています。詳しくは岐阜労働局労働基準部賃金室（058-245-8104）又はお近くの労働基準監督署にお尋ねください。